

鳥取県告示第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 2・2・36号幸町棒鼻公園及び2・2・74号面影二丁目公園

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220